

第2部 被災者援護計画



市は、被災者の自立的生活再建を支援するため、災害援護資金や罹災証明の発行等積極的な措置を講ずる。

第1章 生活確保のための資金の融資等

被災者等の生活再建のため、次の事業資金その他貸付金等の資金導入に努める。

第1節 生活保護

市は、生活保護法による被保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・生活維持費等を支給するよう北海道に要請する。

第2節 災害援護資金

市は、災害救助法による救助の行われる災害により被害を受けた世帯に対し、その生活の建て直しに資するため災害援護資金の貸し付けを行うものとし、また、この貸付制度について広く周知するとともに、事務を適切かつ速やかに実施する。

第3節 母子及び寡婦福祉資金

市は、北海道との緊密な連携を基に、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知する。

第4節 生活福祉資金

社会福祉協議会等生活福祉にかかる機関を通し、被災者に対して生活福祉資金の災害援護資金を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の手段である工場、作業所、倉庫等に被害を受けた世帯で次の条件に適合する世帯とする。

- 1 低所得世帯であること。
- 2 生活福祉資金の借受けにより独立、自活できる世帯であること。
- 3 他から資金を借受けすることができない世帯であること。

第5節 一般住宅復興資金の確保

市は、必要に応じ北海道との協調により住宅復興資金の融資に対する利子補給等の処置を講ずる。

第2章 罹災証明書の交付

自助

共助

公助

○

市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

また、北海道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災した市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

第1節 罹災証明の対象

罹災証明は、基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものが罹災した場合において必要があるときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。

- 1 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- 2 火災による全焼、半焼、水損

第2節 罹災証明を行う者

罹災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市長が行う。

ただし、火災による罹災証明は、申請者の家屋が所在する消防署長が行う。

第3節 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、前記「第2節 罹災証明を行う者」の市長若しくは消防署長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行う。ただし、1世帯1枚の発行とする。

第4節 被害家屋の判定基準

- (1) 罹災証明を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき、1棟全体で、部位（基礎、柱等）の損害割合を算出し、それらを合算して住宅全体の損害割を算出して判定する。
- (2) 住家等の被害の程度を把握する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (3) 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課と応急危険度判定担当課との非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用して住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

[災害復旧・復興計画資料4]罹災証明書

第3章 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

自助 共助 公助

第1節 被災者台帳の作成

- (1) 市長は、市域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア 氏名	サ 市長が台帳情報を住民以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	
オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	
コ 署災証明書の交付の状況	セ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

- (3) 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、北海道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

第2節 台帳情報の利用及び提供

- (1) 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るもののが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

(3) 市長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号（本章第1節の(2)のス）を含めないものとする。

第3節 融資・貸付け等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付け等の金融支援を行う。

1 応急金融

(1) 生活福祉資金

(2) 母子父子寡婦福祉資金

(3) 災害援護資金貸付金

(4) 災害弔慰金

(5) 災害障害見舞金

(6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）

(7) 災害復興住宅資金

(8) 農林漁業セーフティーネット資金

(9) 天災融資法による融資

(10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））

(11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産漁業施設資金（災害復旧）

(12) 造林資金

(13) 樹苗養成施設資金

(14) 林道資金

(15) 主務大臣指定施設資金

(16) 共同利用施設資金

(17) 備荒資金直接融資資金

(18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害貸付）」

(19) 勤労者福祉資金

(20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

2 市の制度

網走市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年4月1日条例第23号）に基づく次の資金の導入に努める。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 罷災見舞金

第4節 災害義援金の募集及び配分

1 実施責任

災害による被災者を救援するため、災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たり、被災状況等を考慮し、配分内容、配分方法等の基準を定め、市を通じて適正に配分する。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は、北海道災害義援金募集『配分』委員会会則の定めるところによる。

【 北海道災害義援金募集『配分』委員会会則 】

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第15条第2項及び北海道地域防災計画第32節災害義援金募集（配分）計画に基づき北海道における災害義援金の募集『配分』に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集『配分』委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務局)

第3条 募集委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部（以下「日赤道支部」という。）と称する。

『配分委員会の事務局は北海道福祉部福祉局福祉援護課（以下「北海道」という。）と称する。』

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長『配分委員会は、北海道保健福祉部長』をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集『配分』要綱等)

第7条 義援金募集『配分』要綱は要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部『配分委員会は、北海道』において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道義援金募集（配分）委員会会則（昭和57年9月1日制定）は廃止する。

【 災害義援金募集『配分』事業要綱骨子 】

北海道災害義援金募集『配分』委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

1 義援金募集『配分』要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集『配分』要綱」とする。

2 実施主体

北海道災害義援金募集『配分』委員会とする。

(事務局：日本赤十字社北海道支部)

『配分委員会は、(事務局：北海道保健福祉部福祉局福祉援護課)』

3 構成団体

委員会構成団体名を明記する。

4 趣 旨

都度委員会において定める。

5 義援金の種別

募集する義援金は原則として現金とする。

特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。

『5 配分方法』

『北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金（預金利子を含む）は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適性に被災市町村等に配分する。』

6 募集期間

都度委員会において定める。

『6 広報・周知』

『義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。』

7 損金等の取扱い

委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。

『7 経費』

『各種団体が義援金を募集するに当たって必要とする諸経費については、その団体が負担する。』

『(2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。』

8 義援金の受付窓口

各構成団体（同地方組織を含む）の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込みは街頭募金等による。

『8 その他』

『本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。』

9 受領書の発行

各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。

但し、預託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書（免税領収書）の発行手続きをとるものとする。

(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。

10 義援金の送金

各構成団体において受けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。

(2) 委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。

11 広報・周知

義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。

(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。

12 義援品の取り扱い

義援品は原則として取扱わない。

13 経費

各構成団体が義援金を募集するに当たって必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

第4章 被災者生活再建支援法に基づく支援



第1節 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下この章において「法」という。）は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活用品等その生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金等を活用して被災者生活再建支援金を支給する。こうした支援により、被災者の生活の居住安定を図り、自立した生活の開始を支援するものであり、市では災害が発生した場合には積極的に活用を図る。（法第1条）

第2節 対象となる自然災害

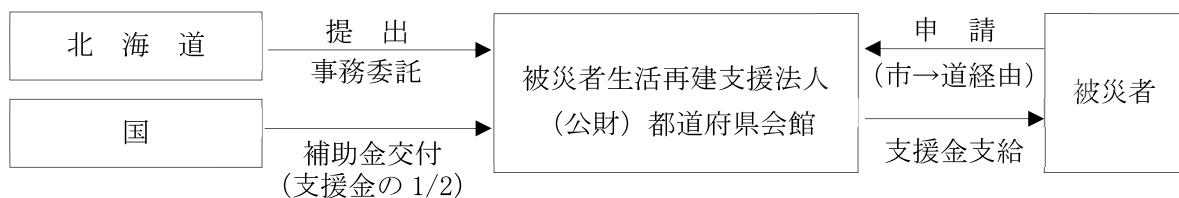
- 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- 2 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村
- 3 100世帯以上の住宅全壊が発生した都道府県
- 4 1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- 5 1～2の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- 6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合
- 7 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

第3節 支援制度の実施機関

公益財団法人都道府県会館が、平成11年2月8日付で、法第6条に基づく被災者生活再建支援基金として指定され、平成16年3月31日付の法改正により被災者生活再建支援法人となった支援法人の業務は次のとおりである。

- 1 法第3条の規定により支援金の支給を行う都道府県に対する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 2 法第4条の規定により都道府県の委託を受けて、支援金の支給を行うこと。
(この場合、支援法人は、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。)
- 3 1及び2に附帯する業務を行うこと。
(法第6条、第7条、第8条)

第4節 支援金支給の仕組み



第5節 支援金の種類

1 被災者生活再建支援制度

【災害復旧・復興計画資料5】被災者生活再建支援制度の概要

2 居住安定支援制度

【災害復旧・復興計画資料6】居住安定支援制度